

令和1年12月20日発行

確定申告のお知らせ

年が明けると確定申告の時期になります。

節税のための熟考期間を頂きたいので、遅くとも **1月24日(金)** までに下記書類をご用意頂き、お預かりしたいと思います。

不足資料は後日でも結構ですので、1月中に一度、ご連絡もしくはご郵送下さいます様、宜しくお願い申し上げます。

- 決算に関する資料【帳簿・領収書・不動産管理表等】
- 譲渡に関する書類【契約書・領収書・購入時資料等】
- 株式に関する書類【年間取引報告書・配当のお知らせ】
- 源泉徴収票【給料・年金・配当等】(注1)
- 保険金計算書【令和元年中に保険の解約や満期がある場合】
- 保険料控除証明書【生命保険・地震保険・小規模共済等】
- 国民年金保険料控除証明書(注2)
- 国民健康保険料・介護保険料等の本年中の支払額(メモでも可。)
- 医療費領収書【後日保険からの補填があった場合はその金額がわかるもの】(介護費用は、一部が控除対象になる場合もあります。)
または、医療費通知書(健康保険組合等が発行する「医療のお知らせ」など)(注3)
- 確定申告書 (昨年以前に電子申告された方は税務署から郵送されません。)

※ 扶養親族の異動、住所変更等があった場合はその旨をお知らせ下さい。

(注1) 公的年金等源泉徴収票

1月中旬から下旬にかけて順次発送される予定です。万一紛失された方は再発行の手続きをお願いします。

(注2) 国民年金保険料を納付されている方へ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が令和元年10月31日に日本年金機構から発送されています。

(注3) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)はスイッチOTC医薬品の購入金額が1万2千円を超えると適用されますが、健康保険組合や市区町村等が実施する健康診査や勤務先の健康診断または予防接種(定期予防接種、インフルエンザワクチン)の領収書等「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類が必要です。



所得金額調整控除

平成30年度税制改正により給与所得控除が一律10万円引き下げられ、同額の基礎控除が引き上げられることとなります。また給与所得控除の上限額が適用される給与収入金額を850万円（現行1,000万円）とし、その上限額を195万円（同220万円）に引き下げることとなります。ただし、子育て・介護世帯の場合など一定の給与所得者には上限額の引き下げによる負担が実質的に生じないようにするため「所得金額調整控除」が創設されました。一定の給与所得者とは、給与収入が850万円を超える居住者で、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 本人が特別障害者の場合
- ② 23歳未満の扶養親族を有する場合
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

「所得金額調整控除」は、扶養控除とは異なり、夫婦の両方が年収850万円を超え、夫婦に23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合は、夫婦の両方でこの控除の適用が可能となります。給与収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得から控除することができ、2020年分以後の所得税について適用されます。

マイナンバーカードでポイント還元！？

2015年に鳴り物入りで始まったマイナンバー制度。4年経過してもマイナンバーカードの普及率はいまだ14.3%にとどまっています。そこで政府はマイナンバーカードの普及促進に向けて、次なる一手を打つようです。マイナンバーカードを作成しマイキーID*を取得した人で、民間事業者のキャッシュレス決済（交通系ICカード、〇〇ペイなど）に一定額を前払いした人に対し1人最大5千円分の「マイナポイント」を付与する制度を、2020年9月を目途に始めると発表しました。年齢や所得による制限は設けないとのことで、1世帯4人家族であれば最大2万円分得をする計算となり、一定の効果は見込めそうです。ちなみに「マイナンバー先進国」として知られるエストニアでは、マイナンバーカード普及率が94%を超えています。果たして今回の新制度によって日本での普及率はどれくらい伸びるのでしょうか？

*マイキーIDとは・・・マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を活用し、利用者が任意に作成するIDのこと。

各自治体では「マイキーID設定支援窓口」を開設するなど、早期のマイナンバーカード取得とマイキーID設定を推し進めています。



年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら2019年12月29日(日)～2020年1月5日(日)の間
年末年始休業期間とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、宜しくお
願い申し上げます。